

【情報提供】上海葵井商務諮詢有限公司

上海市華山路301号 静安商楼211室 TEL: 021-6248-8007

URL: <http://www.aoi-bc.com/> e-mail: shanghai@aoi-bc.com

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: info@ykss.com

中国における日系中小企業の会計事情

中国に進出した日系企業で、深刻な問題として挙げられるのが「会計」です。

大企業の場合は日本本社の会計制度を取り入れ、大手国際監査法人の監査および指導を受ける等、「国際会計基準」に準拠した会計制度による会計を実施しており、それほど大きな問題として取り上げられてはいません。

しかしながら中小企業の場合はもともと日本においても非公開会社であり、監査法人の監査を受けることもなく、一般的に税務のための「税務会計基準」で会計を実施している事情もあり、基本的に会計に関する認識が薄いのが現状です。

このような状況で中国に進出した場合、中国特有の税務処理と会計処理に翻弄され、更に「国際会計基準」に準拠した会計制度などは経験したこともないため、事実上会計担当として雇い入れた中国人会計担当者にすべてを任せ、内部牽制制度もなく最終的に訳のわからない会計となってしまうのが現状のようであります。

そこでこの講座を利用して非公開会社たる日系中小企業が、中国進出する際に「会計」についての基本的原則として知っておかなければならない事項をとりあげ、説明を加えて見ることとします。

中国の企業会計制度

中国の企業会計制度は「会計法」の下に「企業会計準則」があり、すべての企業と会社の会計処理はこの「企業会計準則」に従わなくてはならないとされている。すなわち会計処理の原則として次のような原則が掲げられている。

1. 発生主義の原則 企業会計は発生主義の原則を基礎としなければならない。即ち収入は実現した時、費用は発生した時に認識する。
2. 費用収益対応の原則 収益とそれに関連する原価、費用は相互に対応しなければならない。
3. 取得原価主義の原則 各種財産・物資の価額は、原則として取得する際の実際原価に基づいて計上しなければならない。
4. 資本的支出の原則 企業会計は収益的支出と資本的支出とを合理的に区別しなければならない。即ち改良修理費などの支出の効果が次期以後にもおよばない場合は経資産計上しなければならない。
5. 保守主義の原則 企業会計は保守主義の原則に従って、発生の可能性のある損失および費用

については合理的に計上しなければならない。

6. 重要性の原則 財務報告は企業の財政状態と経営成績を相対的に表示しなければならない。
重要な経済取引については区分して表示しなければならない。

以上が中国の企業会計制度の基本的原則であり、これに続き貸借対照表・損益計算書、キャッシュフロー計算書などの財務諸表作成基準が詳細に示されており、これに違反することは許されないものとされている。

この原則は即ち「国際会計基準」の基本的考え方であり、決して中国独特のものでないものとなっているのであるが、一方前述のように中小企業の会計が訳のわからないものとなっている現実があることも事実である。

中国進出日系中小企業が国際会計基準による会計制度を採れない事由

その原因はどこにあるかを探ってみると概ね次のような事由によるものと考えられる。

1. 日系中小企業自身に国際会計に関する知識・経験が不足しており、これを現地法人で指導できる人材がいない。
2. 中国で上記のような「企業会計準則」が制定されてから日が浅いため中国経理担当者がその知識・経験がなく、また企業間においても一般的会計ルールと認識されていない。即ち「企業会計準則」の法規文だけが先行し実態が伴わない。
3. かつては税務と切り離れた会計処理は実質的に認められてなかったため「古い会計担当者」又は「古い会計師」に未だその体質が残っている。
4. かつて商習慣として請求書を発行する習慣がなく現金決済が取引条件の主流であった時代があり、未だその商習慣が残っている。
5. 税務局官製の「発票」が無ければ損金とならず、また増値税は「専用発票」が無ければ仕入税額控除が出来ないこととなっているため、費用収益の認識基準が「発票」の動きに合わせた、いわば「発票主義」となっている。そして日系中小企業においてはこの「発票」が、日本でいう「領収証」と同意義としてとらえられている。

以上の事由等により現実の経理処理においては発生主義会計との矛盾が生じてしまい、中国政府財政部により「企業会計準則」が制定されていても、現実の企業会計は依然として古い会計制度から抜けきれないものとなっている。

中国税法が求める「課税所得額調整表」の重視

「税務が求める会計処理」と「会計法が求める会計処理」とは自ずから異なるものであり、それはどこの国でも同じである。前者は税金を計算するための所得計算であり、後者は企業利益または配

当可能利益を計算するための会計である。

そしてその「違い」を調整する計算書が「課税所得額調整表」であり、どこの国においても同じような考え方、仕組みになっている。

すなわちどこの国においても「税務の所得計算」と「企業の利益計算」とは結果としての数値は異なるものであり、その架け橋として「課税所得額調整表」が重要であり、中国税務局においても企業所得税等申告の際中国公認会計師の監査済決算報告書にこの「課税所得額調整表」を添付しなければならない事と定められている。

日本においても世間に決算公告をする必要のない中小企業は、強制法規である税務が求める会計処理を優先させており、その面においては大きな差はない。

しかしながら近年日本においては中小企業をめぐる金融環境や取引構造が大きく変化しており、この経済構造変化のなかで中小企業が取引先や資金調達先に信頼を得てゆくための有力な方途は、自らの経営状況を適時に明らかにしてゆくこと、即ち「適切な会計基準」に基づいたディスクロージャーが求められている。また、近年親子会社に対しては「連結決算」が求められきており、その意味ですべての中小企業が「税務会計基準」から「企業会計基準」への脱却が求められきてきているという状況になってきている。

そしてすべての企業が「企業会計基準」による決算書をインターネットその他の方法により開示公告しなければならないという時代に入ってきている。

即ち繰り返しになるが、「税務会計基準」はあくまで「税金計算のための基準」であり、企業の本当の利益を計算追求するのが企業会計基準、即ち会計法に基づく「企業会計準則」であるが故、現実の企業の会計はこの「企業会計準則」に従って処理してゆかねばならない。

中国の「企業会計準則」は 2003 年に最新版が出され国際的にも大変立派なものとなっている。なお小規模企業については 2005 年から「小規模企業会計制度」が適用されることとなるが、これも会計の基本的考え方は「企業会計準則」と同様であり、旧来の会計方式でよしとするものではない。

その意味において、最近日本の税理士会が中小企業の会計の正当性を担保するものとして「中小会社会計基準に関するチェック・リスト」を発表しました。

そしてこれにより金融機関の中小企業融資が担保主義から決算書数値を重視した無担保融資へ道を開き、日本の金融機関が生き残りをかけて日本の中小企業への取り組みを、新しい形にすべく進みつつあるということを付け加えておきたいと思います。

上海葵井高級顧問・日本国税理士
中小企業基盤整備機構専門アドバイザー 横田昭夫

中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト

勘定科目等	確認事項	チェック
金銭債権		
預金・貯金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高証明書を徴したか。 	
売掛金・未収入金・その他の売上債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的に債権の消滅したものは売掛金から控除したか。 ・ 回収不能のものは、売掛金・未収入金その他の売上債権から控除したか。 	
貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利息の長期貸付金があるか（ある場合、_____千円） ・ 子会社・支配株主への貸付金は、他の貸付金と区別して記載（区別していない場合は注記）したか。 ・ 回収不能のものは、貸付金から控除したか。 	
その他の債権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は注記したか。 ・ デリバティブ取引による正味の債権債務は、時価で評価したか。 ・ 回収不能のものは、債権から控除したか。 	
貸倒損失・貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸倒の懸念が発生している金銭債権について、取引不能見込額を貸倒引当金として控除したか。 	貸付金
		売掛金
外貨建資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨建債権・債務及び外貨預金は、発生時換算法又は期末時換算法によって評価したか。 ・ 期末時点において、その保有期間が1年未満の債権・債務及び外国通貨は、期末時換算法によって評価したか。 ・ 外貨建有価証券について、売買目的有価証券は期末時換算法により、それ以外の有価証券は発生時換算法又は期末時換算法によって評価したか。 	
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価方法は、注記したか。 ・ 子会社（総株主の議決権の過半数を有している会社）の株式は、取得価格で評価したか。 ・ 市場価格のない有価証券について、その発行会社の資産状態が著しく悪化した場合（1株当たりの純資産価格がおおむね50%以上下落した場合は）相当の減額をしたか。 ・ 原価法を採用した有価証券について、時価が取得価格より著しく下落した場合（おおむね50%以上下落している場合等）で、かつ回復の見込みがないときは時価で評価したか。 ・ 売買目的有価証券は、有価証券の銘柄ごとに時価で評価したか 	
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価方法は、注記したか。 ・ 原価法を採用した棚卸資産について、時価が取得価格より著しく下落した場合（おおむね50%以上下落している場合等）で、かつ回復の見込みがないときは 	

	時価で評価したか。	
固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却方法は、注記したか 減価償却資産の耐用年数は、適切に設定され、継続適用したか。 予測できなかった機能低下等により資産価値が下落した場合又は市場価格がおおむね 50%以上下落したことにより資産価値が著しく低下した場合に、帳簿価格と時価との差額の減損額を控除したか。 当期の償却額は適当であるか。(過年度の償却不足累計額_____千円) その他投資等の各勘定に計上されているものは、合理性・妥当性を有するか。 	
のれん(営業権)	<ul style="list-style-type: none"> 営業権は、有償による譲受け、吸収分割又は合併のいずれかにより取得したもののか。 取得後 5 年以内に均等額以上の償却をしたか。 (過年度の償却不足累計額_____千円) 	
繰延資産	<ul style="list-style-type: none"> 商法上の繰延資産は、商法に規定する年数以内の期間で均等額以上の償却をしたか。(過年度の償却不足累計額_____千円) 法人税法上の繰延資産は、長期前払費用等として計上し、支出の効果が及ぶ期間で償却したか。 対象資産の価値が著しく下落した場合は減損額を控除したか。 	
負債に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 法的債務性のあるものは、未払費用等として計上したか。 負債は、漏れなく計上されえちるか。 子会社・支配株主からの借入金等は、他の借入金等と区別して記載(区別していない場合は注記)したか。 	
引当金	<ul style="list-style-type: none"> 将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額が合理的に見積もられているか。 法的債務性があるものは、未払費用当等として計上したか。 	
退職給与引当金・退職給付債務	<ul style="list-style-type: none"> 将来追加拠出の可能性のある退職給付制度を採用している場合に、退職給付債務を計上したか。 従業員の残勤務年数・早期退職勧告等の実態に合わせて、自己都合退職による要支給額を算出したか。 追加拠出が生じない退職給付制度を採用している場合に、当期に支払うべき掛金の金額を費用処理したか。 	
リース取引	<ul style="list-style-type: none"> リース取引の金額について、事業規模に比較して重要性が高いと認められるときは、未払賃借料の総額等リース情報を注記したか リース取引が事実上売買と認められるときは、原則として売買取引に準じて会計処理したか。 	
経過勘定	<ul style="list-style-type: none"> 経過勘定は、重要性が高く、妥当性を有しているものを計上したか。 	
税効果会計	<ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳を注記したか 	

	<ul style="list-style-type: none"> 繰延欠損金等によって計上した繰延税金資産は、将来回収が確実か。 	
キャッシュフロー計算書	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュフロー計算書を作成したか。 	
資本金・剰余金	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表の資本の部は、商法施行規則の規定に従って区分し表示したか。 期末に保有する自己株式は、資本の部に控除する形式で表示したか。 	
収益・費用の計上	<ul style="list-style-type: none"> 収益は現実主義、費用は発生主義を原則に計上したか。 	
営業外損益・特別損益	<ul style="list-style-type: none"> 営業外損益及び特別損益に計上されているものは、各勘定科目として妥当か。 	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 1株当たりの当期利益又は当期損失は注記したか。 資本の欠損金は注記したか。 商法施行規則第124条第1号に規定する繰延資産の超過額は注記したか。 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は、注記したか。 	
その他損益等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 売上高は _____円 前期より _____% 代表者等への役員報酬の額は _____円 代表者等への支払地代・家賃は _____円 法人税所得金額（別表一(一)）は _____円 	
経営比率に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率 (前期) _____% (当期) _____% 売上高営業利益率 (前期) _____% (当期) _____% 売上高経常利益率 (前期) _____% (当期) _____% 売上高支払利息割引額 (前期) _____% (当期) _____% 	
当期における特殊事情		
所見		

「チェック」欄には、確認事項について「中小企業会計基準」に従って処理している場合は「印」を、同基準に従って処理していない場合は「×」印を、該当する勘定科目等がない場合は「/」（斜線）を記入する。